

指名停止等措置一覧

令和7年4月22日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間	指名停止の理由	要綱適用条項	備考	
7	新明和工業株式会社	令和7年4月22日 から 令和7年5月21日	1か月	機械式駐車装置に係る工事において共同で見積り合わせや入札において各社が提示する価格等に関して情報交換を行って受注調整をしていた。このことが独占禁止法の規定に違反する行為として、令和7年3月24日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱第3条、別表第2 4(独占禁止法違反行為)に該当するため。なお、課徴金については減免制度の適用を申請し減額が認められている。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条 第3項に該当)	
7	株式会社西三交通	令和7年4月22日 から 令和7年6月21日	2か月	令和7年3月27日、庁用バス運転業務において、車体フロント右側が近隣民家の柵に接触するという事故を起こした。人身事故とはならなかったものの近隣民家の柵、市バス車両破損などを破損させた。令和6年3月9日にも物損事故を発生させており、この一連の行為を著しく信頼関係を損なう行為として認めため。	別表第2 第11号の規定	